

募集

パブリックコメント(意見募集)を行います
農業委員・農地利用最適化推進委員の定数

町農業委員会では、農業委員会等に関する法律の改正に伴うパブリックコメント(意見募集)を行います。

▼件名 邑楽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(案)

▼閲覧期間 10月3日①～11月2日②

▼閲覧場所・時間 町農業委員会・午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

※詳細は町ホームページを参照。

▼意見の受付

▼対象者(次のいずれかに該当する個人または団体)

①町内在住・在勤

②町内に事務所・事業所がある

③その他本件に対して利害関係がある

▼提出方法 所定の用紙に記入し、次のいずれかの方法で提出

①郵送 〒370-0692(住所記入不要)邑楽町農業委員会宛 ②FAX 88-3247 ③E-mail agri-com@swan.town.oragunma.jp ④直接持参

※所定の用紙は町農業委員会または町ホームページにあります。

▼受付期限 11月2日③午後5時15分

▼その他 提出された意見に対する町農業委員会の意見は、町ホームページと町農業委員会で公表します。

※提出された意見に対する個別の回答は行いません。

▼問合せ先 町農業委員会 47-5028

募集

生活ガイドブックをリニューアル
広告掲載希望の事業者を募集

町では、生活ガイドブック「邑楽町スタイル」を発行します。この冊子は日常生活に役立つ行政情報や地域情報を盛り込み、町内全世帯および転入者に配布します。

なお、この事業は官民協働事業の一環として、(株)サイネックスと協働して実施。発行経費は全て広告料でまかいます。つきましては、冊子に広告掲載

を希望する事業者を募集します。

▼名称 邑楽町スタイル2017

▼発行時期 平成29年1月(予定)

▼発行部数 1万1,500部

▼仕様 A4フルカラー、80ページ前後

▼問合せ先 編集・発行 役場企画課 47-5008 広告掲載 (株)サイネックス群馬支店 027-353-8391

予防

高齢者の皆さんの接種費用を一部負担します
高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成

町では、高齢者がインフルエンザの予防接種を受ける際、費用の一部を負担します。年度内1回限りです。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①接種日に満65歳以上で、自ら接種を希望する人

②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または免疫の機能に障害ありと厚生労働省令に定める人

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会などで、町と委託契約をしている医療機関

▼料金 1,000円(自己負担額)

※接種実施医療機関以外の医療機関では1,000円を超える場合もあります。また、町の予診票がない場合や町と委託契約をしていない医療機関で接種する場合は全額自己負担になります。

▼持参するもの 健康保険証、予診票

※対象者には事前に通知します。

▼実施期間 10月1日④～平成29年1月14日④

※実施期間外は全額自己負担。

▼問合せ先 保健センター 88-5533

予防

1歳になるまでの接種で予防を
B型肝炎予防接種が定期予防接種に

B型肝炎予防接種が平成28年10月1日から定期予防接種になりました。B型肝炎ウイルスは、ヒトの肝臓に感染し、一過性感染あるいは持続性感染(キャリア)を起こします。年月を経て慢性肝炎を発症し、その後、肝硬変・肝細胞がんを発症することがあります。抗体獲得率が高い0歳の時期に接種して、予防をすることが大切です。

▼対象 平成28年4月1日以降生まれで、1歳になるまでの乳児

▼接種回数 3回

※1回目から4週以上の間隔をおいて

2回目、1回目から20週以上の間隔をおいて3回目を接種する。

※任意接種で受けたことのある人は、すでに接種した回数分の接種を受けたものとする。

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼料金 無料

▼持参するもの 健康保険証、予診票、母子健康手帳

※対象者には事前に通知します。

▼問合せ先 保健センター 88-5533

募集

仕事で忙しいあなたにすてきな出会いを...
独身勤労者交流「ドキドキ長岡ツアー」

▼期日 11月20日①

▼集合出発時間 午前8時

▼集合場所 保健センター東駐車場

▼対象 20～49歳の独身男性と女性でツアーに協力できる人

※男性は町内在住または在勤の人。

▼行き先(内容) おぢや震災ミュージアム(班行動)、ホテルニューオータニ長岡(昼食)、宝徳山稲荷大社(班行動)、国宮越後丘陵公園(自由散策)など

▼定員 男性、女性ともに20人

※応募者多数の場合抽選。

▼参加費(バス・入園料・保険代など)

男性 8,500円

女性 5,000円

▼申込方法 所定の申込用紙に名前、年齢、住所、電話番号と勤務先を記入し、直接申し込む

※参加費の支払い方法などは、参加者決定後に通知します。

▼申込締切 10月28日①

※受付は、役場開庁時間に限りです。

▼申込・問合せ先 役場商工振興課 47-5026

募集

労使教育委員会主催の大人ツアー
東京デイズニールランドツアー

▼期日 12月3日①

▼集合出発時間 午前6時30分

▼集合場所 保健センター東駐車場

▼対象 町内在住・在勤者とその家族でツアーに協力できる人

※未成年者は保護者の同伴が必要。

▼定員 80人(応募者多数の場合抽選)

▼参加費(バス・パスポート・保険代など)

大人(18歳以上) 10,000円

中人(12～17歳) 8,500円

小人(4～11歳) 7,000円

未就学児(3歳以下) 1,000円

▼申込方法 所定の申込用紙に参加者全員の名前、年齢、住所、電話番号と勤務先を記入し、直接申し込む

※一度の申し込みで4人まで。

※参加費の支払い方法などは、参加者決定後に通知します。

▼申込締切 10月31日①

※受付は、役場開庁時間に限りです。

▼申込・問合せ先 役場商工振興課 47-5026

個人住民税の給与からの特別徴収を徹底

—平成29年度から—

県と県内全市町村の一斉取り組みです

個人住民税の特別徴収



所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が従業員(給与所得者)に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し、従業員に代わって市町村に納付する制度です。

特別徴収義務者となる給与支払者



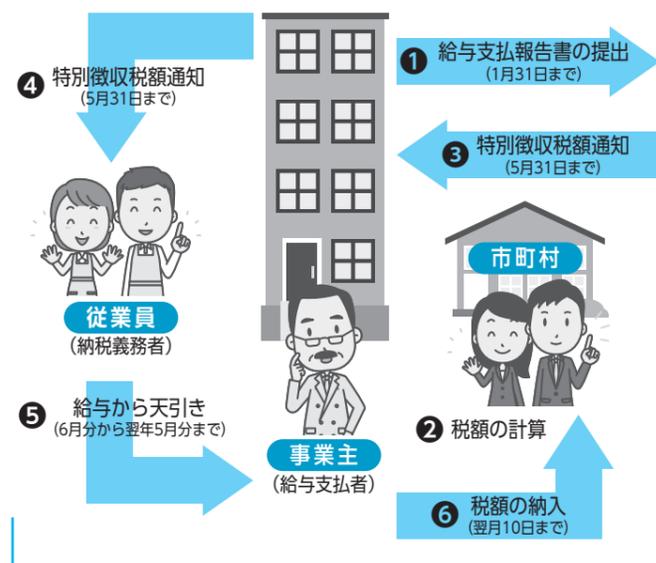
所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者には、アルバイト、パート、役員などを含む全ての受給者の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務付けられています。これまで特別徴収を行っていなかった事業主も、平成29年度から、特別徴収義務者として指定します。

特別徴収となる給与所得者



アルバイトやパートなどを含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。特別徴収するかどうかを給与所得者の意思で選択することはできません。ただし、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書」を提出し、一定の理由に該当する場合は、当分の間に限り例外として普通徴収にすることができます。

特別徴収の事務の流れ



問合せ先 役場税務課町民税係 47-5011
県総務部市町村課 027-226-2228
県総務部税務課 027-226-2196